

空き家バンクのご利用をお考えの皆様へ

○空き家バンクのご利用について

空き家バンクをご利用いただけるのは、空き家に定住し、又は定期的に滞在して、日田市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方です。

○利用登録時に必要な書類

空き家バンク利用者登録申請書（様式第4号）

○現地案内について

空き家の現地案内は、空き家バンクの利用登録後に可能となります。

申請書の提出後、登録まで時間が必要なため、申請当日の案内はできません。

また、現地案内にはスタッフや鍵の準備が必要なため、せっかくお越しいただいても当日ではご案内ができません。必ず事前にNPO法人 日田移住サポートセンター（TEL 0973-23-8158）にご連絡ください。

○ぜひ、現地に足を運んでください。

空き家バンクの掲載情報は、所有者の申請に基づいて作成していますので、実際の状況とは異なる場合があります。老朽度合いや補修の要・不要などは、人によって、とらえ方の違いもありますので、現地に足を運んでいただき、物件の状態をご自身で確認していただくことをお勧めいたします。

また、中津江村宿泊交流体験館で「お試し暮らし」を行いながら、日田市を知っていただくという選択肢もございます。

中津江村宿泊交流体験館（1LDK～3LDK）月額 20,000～27,000 円

○自治会への加入について

自治会への加入は任意ですが、地域の方と協調して生活し、親睦を深めるために、加入することをお勧めします。自治会によって異なりますが、200円～1,000円程度の自治会費が毎月必要になるほか、地区公民館の建設費用の積み立て金などが必要になる場合があります。

また、公民館や側溝の清掃など、地域の共同作業を定期的に行っている地域もあります。

日田市空き家バンクQ&A（空き家を借りたい、買いたい方向け）

Q1. 空き家バンクの利用に、登録料がかかりますか？

A1. 空き家バンクの登録は無料です。

Q2. 空き家バンク登録物件を借りる（買う）ときに、仲介手数料がかかりますか？

A2. 掲載物件の中には、不動産業者が仲介している物件があります。

また、交渉の申し出を受けた空き家の貸し主（売り主）が不動産業者の仲介を希望する場合も、仲介手数料が必要になります。

Q3. 空き家バンクのホームページに気になる物件があります。外観だけでも見たいので、空き家の住所を教えてくださいませんか？

A3. ホームページに掲載している以上の情報については、空き家バンクの利用登録をしていただく前にはお教えすることができません。利用登録申請をしていただき、登録されればお教えできます。

Q4. 直接交渉したいので、空き家所有者の連絡先を教えてくださいませんか？

A4. 空き家所有者の連絡先は、空き家バンクに利用登録された方以外にはお教えできません。

また、物件の所有者が不動産業者の仲介を希望する場合も直接交渉はできません。

Q5. 田畑も借りることができますか？

A5. 掲載物件の中には「畑あり」「田あり」という物件がありますが、田畑などの農地の売買や貸借、転用には、別に農業委員会に申請を行い、許可を受ける必要があります。

Q6. 気に入った空き家にはすぐ住めますか？

A6. 家財の撤去や補修が必要な物件もあります。それぞれの物件で状況が異なりますので、物件の所有者または仲介している不動産業者にご確認ください。